

会議録（要点筆記）

会 議 名	第4回米原市自治基本条例推進委員会
開 催 日 時	平成26年8月28日（木）午後3時00分～午後4時50分
開 催 場 所	山東庁舎別館 会議室2AB
出席者および欠席者	出席者：今川委員、井上委員、戸田委員、安田委員、福永委員、垣見委員、福井委員、岩山委員、保正委員 【事務局】三田村部長、山田課長、川瀬課長補佐、鹿取主任、坂 欠席者：吉原委員
議 題	市民投票条例について
結 論	・常設型を基本に議論を進める。 ・投票資格者は満18歳以上とする。 ・次回、外国籍に関して議論を深める。 ※野洲市の投票資格者を基本とする。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	<p>1 部長あいさつ 今回は他市の事例等も見ながら、住民投票条例について議論を深めていただきたい。</p> <p>2 議題</p> <p>（1）前回のおさらい （資料1に基づき事務局説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個別型」か「常設型」かという議論がある。 ・「市民」「住民」の整理はどうするか。 ・どのような場合に住民投票を行うのか整理する必要がある。 <p>（2）資料「常設型住民投票条例の比較」説明 （資料2に基づき事務局説明）</p> <p>【質疑・意見等】 委員長：住民投票を住民参加として捉える例や「市民投票」という名称にこだわりを持った例もある。しかし例はすべて投票資格者を「市内に住所がある人」としていることから、実態は「住民投票」であると言える。しかし市の考え方として「市民投票」という名称を明確に打ち出しているといえる。</p> <p>◆「常設型」か「個別型」か 事務局：川崎市の逐条解説によると「常設型の住民投票の必要性」では、「個別型」はその都度投票の議論が必要になるため実施に時間がかかるが「常設型」はどのような案件でも同じルールで投票を行えることから安定性の面でもメリットがある、とされている。これはあくまで川崎市の考えだが、常設型の条例を持つ自治体には同様の考え方があると思うので、米原市ではどうかと</p>

いうことを議論いただきたい。

「個別型」は地方自治法により、住民投票条例の設置を直接請求できるというもの。それで十分ではないかという意見もあるし、一方「個別型」では時間がかかりすぎるという意見もある。もうひとつ、市長が要綱でアンケート型住民投票をした例もある。いろいろあるが、「常設型」の方が住民の権利を主人公として尊重していくことができるのではないかと、あるいは何かあったときにすぐに対応できるということもある。

委員：米原町住民投票のときは「個別型」であったが、どのように進んだのか。スムーズであったか。

事務局：米原町の場合は、町長の提案であった。外国人の投票を認めたのが全国初でそちらが大変注目されたこともあって多くの議論があり、時間はかかったが大きなトラブル無く運んだと記憶している。

委員長：「どういう時に住民投票するのか」の「除外事項」のひとつとして、自治体によっては「自治体の権限に属さないことは除く」としているが、中には例外として「ただし、市の意思を明確に表示すべき事項を除く」としている。例えば原発関係もこの除く事項と判断すれば、住民投票をして原発関係の市民の意思を表明できる。過去には三重県の南島町では、原発の話が無いのに「原発が欲しい」という住民投票をしている。

委員：「常設型」が望ましいと思う。予め条件を決めておける。住民投票の発議も「個別型」であると20歳以上の人しかできないが、「常設型」の条例で18歳以上と決めれば18歳でも住民投票の発議ができる。

委員：将来のことも考えると、「常設型」であるべき。

委員：「個別型」「常設型」のそれぞれの考え方は、どこの市町に当てはめても同じことがいえるのか。

委員長：どこでも同じ。

委員：前回の会議資料にもメリット、デメリットについてあったが、「個別型」であると対象案件に最も適した要件を設定できる一方、時間がかかる、条例自体が却下されるといったデメリットがある。「常設型」の場合はあらかじめ要件を定めてしまうので個別の事案にある程度決まった枠のもとで制度を運用していくことができるのか、住民の市政への参加意識が高まることが期待できるといったメリットがある。

ひとつ確認だが、米原市の自治基本条例を作った際につくる会の議論として解釈の中でも「個別型」が望ましいと結論付けているが、それについての議論や思いはどのようなものであったか。

事務局：時代の流れや社会の状況、市民参加の状況も月日変わっていくので、その時々議論をして「住民投票条例」について決めていこうということであった。また、「時間がかかる」というデメリットがあるが、言い換えればこの時間に十分な議論ができるのではないかと、ということで「個別型」を選択

した経緯もある。「常設型」にした場合、デメリットになる議論の時間の短かさをどう補うか、それを補うための手法を条例に盛り込んでいくことができるのではないかと思う。

委員長：そこが北広島市のように「常設型」であっても安易に住民投票できない条例内容になってくるのだと思う。これもひとつの考え方。

委員：確認だが、「個別型」の場合、条例制定には議会審議がすべて必要になるのか。

事務局：すべて、議会での審議が必ず必要。

委員：現段階ではどちらがいいかわからないが、今大きな反対が無いのなら「常設型」で話を進め、前に進んだ段階で何かあればまた変えていけばいいのではないかと思う。

委員長：では常設型を前提としながら議論を進め、その議論の中で、やはり個別型が良いということになれば、その都度修正していくこととして話を進めます。

◆投票資格者について

委員：投票資格者について、草津市だけが選挙権と同じにしている。投票資格者の要件や自治基本条例の考え方に、一部新聞記事で懸念があると書かれていたのを読んだ。外国人が投票できるとした場合に、その範囲が拡大して投票結果に影響を与えることが考えられるようだ。自治体によっては大きな影響を与える場合も想定される。米原市ではどうなのか？

委員長：新聞によっていろんな視点があるが、まずは「投票資格者」であって「有権者」ではない、ということ。

意思決定をするのは、あくまで市長と議会。結果は市民としての「意思表示」。しかし、外国人を投票資格者に入れるかどうかは重要な事項であるため、議論する必要がある。

北広島市のように、議論し尽くしたうえで明確な回答が出ない、決着がつかない場合に住民の意思を確認しようという例もある。「市民参加」は外国人を排斥するわけでもないし、年齢も「市民参加」であれば小学生でもあり得る。そういった「市民参加」の流れから考えると、最終段階としての意思表示では広く参加資格を与えていこうというのが北広島市の考え方。

委員：「市民参加」という言い方であれば、投票資格者もわかりやすい。

委員：外国人の数は、年々増加傾向にあるのではないか。

事務局：現在、市内に約500人の外国人の方がおられる。合併時ピークで800人くらい。その後減少している。さらに成人で永住者ということであれば、もっと少ない。

委員：自治体によっては外国人を含むか含まないかが大きな問題になってくると思う。人数等で大きな影響が及ぼす場合もあるのでは。

事務局：市町村によって外国人の数も違うので状況はそれぞれ。

委員長：外国人の場合は永住、特別永住者以外にも、3年以上日本に住んでいる等の条件を付けている例がある。

事務局：米原町の住民投票のとき外国人は、特別永住者、永住者という条件であった。

委員：市民・住民の定義を拡大していくと、外国人に限らず、勤務する人、通学する人など市民、住民の解釈の中でどんどん広がっていってしまうのではないかと懸念する。いろいろと問題が発生してくるのではないかと。

草津市の場合、日本国籍に限っているのはなぜか。

事務局：草津市の条例解説によると、

- ・地方公共団体の意思決定に間接的に関与する投票資格者と選挙権者が違うことは法制度としての一貫性を欠き、合理的な説明が困難である。
- ・あくまで二元代表制を前提とし、その枠組みの中で実施されるべきと考える。
- ・選挙権を有しない者の意思がそれを有する者の決定を覆すことになる可能性がある。
- ・住民投票の対象事案が選挙においても争点となったとき、双方の投票結果が異なるものになると混乱を生じる。
- ・政治的な判断ができる資格を持つ者として、現状では、現行法として整備されている公職選挙法に基づくことが合理的であると考えます。

以上のような理由。

委員長：住民投票の結果と議会の意思が逆転するのは合併等でよくあった。そのときの説明として、住民の意思と逆の決定をするのだから、なぜ、住民の意思と逆の決定をしたのか説明しなくてははいけない。「議会の説明責任能力が高まる」、「議会が活性化する」ということがメリッ的な説明。デメリットとしては、混乱するのではないかとということ。

事務局：ちなみに公務員試験でも、外国籍を入れるかどうかということが議論になっている。

委員長：ただし、これには条件があって、意思決定過程に関わる職にはつけない、いわゆる管理職にはなれないという条件が付いている。看護師や特別な技術者は認めている。

事務局：外国人といってもさまざまな在留資格がある。

委員：外国人の方は、3年以上日本に住んでおられたら、投票資格者としても良いのでは。

委員：日本人も選挙では3ヶ月要件がある。

委員長：川崎市の場合は外国人が多いため、共に生きるという観点からこのような規定になったのでは。

委員：やはり、外国人は投票資格者に含めない方向が良いと思う。想定される影響を考えると。米原市でどれだけの影響があるかわからないが、草津市の解

説も理解できる。

委員：外国人も日本人と同じ基準で税金を納めているのだから、発言権は認めるべきだと思う。

委員：外国人でも3年以上日本で暮らせばいろいろな意見を持たれるはず。制限の部分で細かくルール付けすればよい。

委員長：ルールもそうだが、住民投票にかけるまでの、住民参加の過程が重要。現在このような委員会等の委員に外国人の方はいらっしゃるのか、条件上排斥しているわけではないと思うが。

事務局：条件で排斥していないので、もともと委員の国籍を確認していない。外国人については、日本で居住されている方は様々な資格で居住されている。今回はその資料が無いので、次回、日本に居住する外国人について、制度など説明させていただく。

委員：住民投票を行う案件は、米原市の未来を決めるかなり重要な案件であるため、成人の意見で決めた方が良いのではないかと思う。

委員長：判断能力という意味で、18歳か20歳かは自治体の判断になると思う。どこか16歳という例があったと思うが。

事務局：神奈川県大和市では、年齢を16歳に設定している。

委員長：将来のことを決めるので、判断能力があると思われる年齢まで下げている例。

委員：年齢は16歳でも良いのでは。高校生はまっとうな判断ができると思う。決定ではなく意思表示であるため、自分たちの意見も意思表示できるということから早い段階から意識できるようになるのでは。

委員長：その町の一員としての責任と自覚が高まる。

委員：自分たちの住む町のことを共に考えることはすごく大事。しかし内容による。そうすると「個別型」だということになってしまうが。

委員：自分の16歳のときを考えると、あまり責任を持てるような年齢ではなかった気がする。世の中がゆったりしていたのでそこまで考えていなかった。

委員：20歳を超えても、選挙に行かない人も多い。選挙権の無い高校生でも「大人は何をやっているんだ」という意見も多くある。模擬選挙を授業でもやっているようだが、ちゃんと説明を聞いて考えれば、まっとうな判断ができる。住民の議論は投票できる人すべての中できちっとされるべきだと思う。責任が持てるかどうかで言えば、20歳や25歳でもいい加減な人はたくさんいる。

委員：個人差がある。しかし高校生も大人が思っているよりは考えている。

委員：高校生の場合、個人というよりは、団体の意見で固まってしまう恐れがある。グループの意見に流されないか。何事もグループに属したいのが中学生、高校生の傾向。

事務局：大和市では投票要件を16歳以上としているが、一方で請求できる署名

の数を投票資格者の3分の1としハードルを上げている。大和市の考え方としては、「義務教育を終了し、働くことができる年齢であるということ」と、市の重要なことを決めようとする住民投票が一部の人だけで無く、できるだけ広い人の意見を聞いた方が意義があるという考え方から年齢を下げていく。その他16歳を基準とした法律の事例としては、憲法で定まっている普通教育の終了であったり、労働基準法の労働使用の最低年齢であったり、民法による女性が婚姻できる年齢であることなどを踏まえて判断されている。

事務局：推進委員会での議論が決定ではなく、推進委員会からの提案をもとにその後幅広い市民意見を聞きながら議論する必要があるが、その過程で高校生なども関心を持ってもらえることも考えられる。

委員長：この委員会の意見としては、「年齢を下げることも視野に入れて検討して欲しい」という表現でも良いと思う。

事務局：条例案に近い形で提案いただくことはありがたいが、そういった表現の提案でもかまわない。この委員会が最終決定ではなく、委員会からの提案を受けて、その後本格的な条例案の議論を始める。

委員：まずは投票権を持っている方が、しっかりと投票するように学校教育の中で進めてから、18歳、16歳という議論になると思う。

委員長：投票権もそうだが、高校生になったら投票に関する意識を高める教育を学校、地域で進めていったほうが良い。そういう場がないと判断能力は育たない。

委員：学校に期待するのではなく、地域で身に付けていくべき。

委員：意識を持ってもらうのは大変良いこと。ただし、参加するのは18歳と決めるのが良いのでは。

委員長：年齢は18歳で。地域に関わりを持っていただく中で、自治意識や責任感の高まりを期待する。

委員長：では本日の結論として18歳以上で3年以上日本に住む外国人を含むという方向としてよいか。しかしルールより大切なのは、みんなで話し合ったり、市民参加の過程を設け、お互いの立場を知りながら良い物を作っていく、そのプロセスを大切にしたい。

安易に住民投票できるようにすると、アメリカでは住民投票産業というものがある。

しかし外国人云々の議論はまだ必要であるし、年齢を下げるということも合意が得られるとしてもどこまで下げるのかという議論が必要です。

事務局：次回、外国人の在留資格に関する資料を提示させていただく。

委員長：次回は外国人の条件の資料を見て確認の議論を。また市の権限に属さない事項について意思表示は認めるのか、「除外事項」についても議論する必要がある。

	<p>事務局：次回は11月を予定しているが、日程は委員長、副委員長と相談の上日程を決定させていただく。</p> <p>◆傍聴者からの意見（会議終了後のアンケートによるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市のような一定ルールを設定した上で、「常設型」の条例設置が良いと思う。 ・投票資格者の条件については、大変難しい問題であるため、さらなる議論が必要であると考えます。
--	---

会議の公開・非公開の別	<p>■公開 傍聴者：<u>1人</u></p> <p><input type="checkbox"/>一部公開</p> <p><input type="checkbox"/>非公開</p> <p>一部公開または非公開とした理由 ()</p>
会議録の開示・非開示の別	<p>■開示</p> <p><input type="checkbox"/>一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/>非開示（根拠法令等：)</p>
全部記録の有無	<p>会議の全部記録 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p> <p>録音テープ記録 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p>
担当課	政策推進課 (内線91-245)